

## 健康長寿推進企業等知事表彰事業実施要領

平成27年9月29日  
福祉保健部健康増進課

### 1 目的

従業員やその家族の健康づくりに対して、模範的取組を継続して行っている、いわゆる「健康経営」に積極的な企業や事業所（以下「企業等」という。）を表彰することにより、本県企業等における健康づくりの取組の一層の推進を図る。

### 2 表彰対象

従業員やその家族の健康づくり活動に積極的に取り組み、今後もその活動が期待でき、他の模範と認められる企業等とする。

ただし、過去5年間に重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けたことがあるもの、及び過去に最優秀健康長寿推進賞又は優秀健康長寿推進賞を受賞した企業等は除く。

また、関連企業の応募は、1社に限る。

対象は以下のとおり。

宮崎県内に本店又は事務所を有する中小企業とし、常時従業員数5人以上とする。なお、中小企業とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 小売業の場合  
資本金5,000万円以下又は常時従業員数50人以下
- (2) サービス業の場合  
資本金5,000万円以下又は常時従業員数100人以下
- (3) 卸売業の場合  
資本金1億円以下又は常時従業員数100人以下
- (4) 製造業、建設業、運輸業その他の場合  
資本金3億円以下又は常時従業員数300人以下

### 3 表彰基準

自社の健康課題を把握したうえで、次の項目について(1)に該当し、かつ(2)～(5)のうち2つ以上該当するもので、健康づくりの取組が他の模範と認められ、健康経営に資するものであること。

- (1) 健（検）診受診率向上等のための取組を実施している。
- (2) 食生活の改善、運動機会の増進等のための取組を実施している。
- (3) たばこ対策の取組を実施している。
- (4) ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を実施している。
- (5) メンタルヘルス対策の取組を実施している。

### 4 表彰の種類及び被表彰者数

表彰は、次の区分により実施する。

- (1) 最優秀健康長寿推進賞 1社
- (2) 優秀健康長寿推進賞 3社以内
- (3) 奨励賞

上記(1)、(2)の被表彰者以外の候補者で、被表彰者に準じた功績が認められるものについては、奨励賞を授与する。

### 5 応募方法

宮崎県電子申請システムの応募フォームに必要事項を入力し、取組を把握する上で参考となる書類を添付の上、応募する。

### 6 選考方法

次の構成による選考委員会を設置し、7の選考基準に基づき各選考委員により採点及び協議を行い、知事が被表彰者を決定する。

委員長 福祉保健部長  
委員 福祉保健部次長(保健・医療担当)  
健康増進課長  
雇用労働政策課長  
宮崎産業保健総合支援センター(代表者)  
全国健康保険協会宮崎支部(代表者)

## 7 選考基準

提出のあった応募シートについて、以下5項目を各10点満点、合計50点満点で採点する。

- (1) 健康課題への対応  
取組内容は自社の健康課題に対応したものか。(健康課題の分析・把握・解決)
- (2) 他企業等への展開の可能性  
他企業等においても実施が期待できる取組か。(横軸展開の可能性)
- (3) 創意工夫  
取組内容に創意工夫がみられるか。(先進性、アイデアのユニークさ)
- (4) 継続性  
一過性ではなく、継続した取組が見込まれるか。
- (5) 総合評価  
特にアピールできるような評価すべき視点があるか。

## 8 表彰方法

表彰は、表彰状及び記念品を授与して行うものとする。

## 9 優遇措置

被表彰者は、別紙に示す優遇措置を受けることができる。

## 10 その他

選考及び表彰に関する庶務は、福祉保健部健康増進課で処理する。

附 則

この要領は、平成27年9月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月9日から施行する。

## 別紙

### 健康長寿推進企業等知事表彰 優遇措置

- (1) 宮崎県中小企業融資制度のみやざき成長産業育成貸付（働き方改革等）対象
- (2) みやざき犬の優先的派遣
- (3) 県のメールマガジン、SNS、ふるさと人材バンク登録者メールマガジンを使用した  
広報協力